

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該の翌日)

- 2 社会保険調査官は、社会保険業務の調査及び指導を行なう。
(分掌事務)

(共通)
庶務課

目次

- ◆訓令 鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令
- ◆告示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
食糧管理法施行規則によるとう精業者の登録
- ◆公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

訓令

鳥取県訓令第七号
鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年六月十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県社会保険事務所処務規程（昭和三十七年五月鳥取県訓令第三号）

の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条 削除

第三条 事務所に、社会保険調査官を置く。

- 昭和四十年六月十五日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令
- 鳥取県社会保険事務所処務規程（昭和三十七年五月鳥取県訓令第三号）
- の一部を次のように改正する。
- 第二条から第四条までを次のように改める。
- 第二条 削除
- 第三条 事務所に、社会保険調査官を置く。
- 一 保険料（国民年金保険料を除く。以下同じ。）その他の歳入金の調査決定に關すること。
- 二 保険料その他歳入金の収納に關すること。
- 三 保険料その他歳入金の督促及び滞納処分に關すること。
- 四 過誤納保険料その他歳入金の還付に關すること。
- 五 歳入歳出外現金（国民年金に係るもの）の出納保管に關すること。

一 公印の管守に關すること。

二 事務所職員の人事及び給与に關すること。

三 文書の收受、発送、編さん及び保存に關すること。

四 前渡資金の出納保管に關すること。

五 歳入外債権の管理に關すること。

六 物品の管理に關すること。

七 経理計画並びに予算及び決算に關すること。

八 保健施設及び福祉施設に關すること。

九 社会保険の広報活動に關すること。

十 事務所の管理に關すること。

十一 その他他課の主管に屬しないこと。

徵収課

- 一 保険料（国民年金保険料を除く。以下同じ。）その他の歳入金の調査決定に關すること。
- 二 保険料その他歳入金の収納に關すること。
- 三 保険料その他歳入金の督促及び滞納処分に關すること。
- 四 過誤納保険料その他歳入金の還付に關すること。
- 五 歳入歳出外現金（国民年金に係るもの）の出納保管に關すること。

六 債権管理に關すること。

国民年金業務課

チ 厚生年金保険資格関係記録の進達に關すること。
リ その他健康保険に關すること。

業務第二課

一 厚生年金保険のみの被保險者に關すること。
イ 被保險者の資格に關すること。

ロ 事業所台帳及び被保險者原票に關すること。

ハ 被保險者記号、番号に關すること。

ニ 被保險者証に關すること。

ホ 保険給付裁定に關すること。

ト 被保險者の増減計算に關すること。

チ 厚生年金保険資格及び給付関係記録の進達に關すること。

リ その他厚生年金保険に關すること。

- （個別）
- 鳥取社会保険事務所
- 業務第一課
- 一 健康保険のみの被保險者及び健康保険被保險者であるとともに厚生年金保険被保險者である者に關すること。
 - 二 健康保険被保險者であるとともに厚生年金保険の被保險者である者に關すること。
 - 三 日雇労働者健康保険の被保險者に關すること。
- イ 被保險者の資格に關すること。
- ロ 被保險者の標準報酬に關すること。
- ハ 事業所原票及び被保險者原票に關すること。
- ニ 被保險者証に關すること。
- ホ 被保險者の増減計算に關すること。
- ト 被扶養者の認定に關すること。
- チ 健康保険給付決定に關すること。

- （個別）
- 鳥取社会保険事務所
- 業務第一課
- 一 健康保険のみの被保險者及び健康保険被保險者であるとともに厚生年金保険被保險者である者に關すること。
 - 二 健康保険料その他の歳入金の調査決定に關すること。
 - 三 国民年金保険料その他の歳入金の収納に關すること。
 - 四 国民年金保険料その他の歳入金の督促及び滞納処分に關すること。
 - 五 国民年金印紙の検認に關すること。
 - 六 国民年金保険料の免除に關すること。
 - 七 国民年金印紙の検認に關すること。
 - 八 国民年金保険料の還付に關すること。
 - 九 国民年金に係る歳入歳出外現金の出納保管に關すること。
 - 十 前各号のほか、国民年金に關すること。

に関すること。

ト 日雇労働者健康保険指定市町村の指導及び連絡に關すること。

チ その他日雇労働者健康保険に關すること。

米子社会保険事務所

業務 課

健康保険、厚生年金保険及び日雇労働者健康保険の被保険者に關する次のこと。

イ 被保険者の資格及び受給資格に關すること。

ロ 被保険者の標準報酬に關すること。

ハ 事業所原票及び被保険者原票に關すること。

ニ 被保険者台帳の記号、番号に關すること。

ホ 被保険者証に關すること。

ヘ 被保険者の増減計算に關すること。

ト 被扶養者の認定に關すること。

チ 保険給付の決定又は裁定に關すること。

リ 厚生年金保険資格及び給付關係記録の進達に關すること。

ヌ 被保険者手帳に關すること。

ル 印紙購入通帳に關すること。

オ 印紙受払報告書、印紙売りさばき状況報告書その他健康保険印紙に關すること。

ワ 日雇労働者健康保険指定市町村の指導及び連絡に關すること。

カ その他健康保険、厚生年金保険及び日雇労働者健康保険に關すること。

この訓令は、昭和四十年六月十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、豚流行性脳炎予防注射、豚丹毒予防注射、ニューカッスル病予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚の所有者に対しても検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、肝てつ症、豚丹毒症、豚流行性脳炎、ニューカッスル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

イ 結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれら
の牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、
分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

口 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

二 流行性脳炎予防注射

繁殖用牝豚

本 ひな白痢検査及びニьюーカツスル病予防注射

種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び投薬の方法

イ 結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ロ ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

ハ 肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

ニ ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

ホ 豚丹毒予防注射……豚丹毒予防液皮下注射

ヘ 流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射

ト ニューカツスル病予防注射……ニьюーカツスル病予防液皮下注射

チ 肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与

別表 結核病検査およびブルセラ病検査

一 実 施 期 日	二 次 実 施 区 域	三 実 施 场 所
六月二十八日	六月二十五日 関金町 明高、荒田、今西、崎山検診場	
二十九日	二十六日 " 真野原 "	
三十日	赤穂町 尾張 "	
二十八日	七月一日 関金町 経営伝習農場、新興 "	
二十九日	二日 三朝町 坂本、片柴、横手 "	

豚流行性脳炎予防注射

一 実 施 期 日 二 次 実 施 区 域 三 実 施 场 所 実 施 場 所

六月二十八日 七月 二日 鳥取市 気高町 各豚舎巡回

二十九日 " 三日 鳥取市 気高町 各豚舎巡回

三十日 " 五日 気高町 各豚舎巡回

七月 一日 六日 鳥取市 気高町 各豚舎巡回

" " " 国府町 各豚舎巡回

" " " 船岡町 郡家町 各豚舎巡回

" " " 鳥取市 気高町 各豚舎巡回

" " " 智頭町 智頭町 各豚舎巡回

" " " 国府町 智頭町 各豚舎巡回

" " " 八束町 気高町 各豚舎巡回

" " " 気高町 各豚舎巡回

実施期日 実施区域 実施場所
六月二十二日 六月二十五日 実施期日 実施区域 実施場所
二十三日 " 二十六日 " ひな白痢検査およびニьюーカツスル病予防注射
二十八日 七月一日 鳥取市 各種鶏場巡回
二十九日 " 二日 三朝町 坂本、片柴、横手 "

実施期日 実施区域 実施場所
二十八日 七月一日 関金町 明高、荒田、今西、崎山検診場
二十九日 二日 三朝町 坂本、片柴、横手 "

氣高町

七月

二十九日
三十日二十六日
一日八日
七日
六日
五日
三日
二日

"	鳥取市	"	岩美町	船岡町	岩美町	船岡町	"	鳥取市	青谷町	国府町	若桜町	国府町	青谷町	鳥取市	鹿野町	鳥取市	鹿野町	鳥取市	鹿野町	鳥取市	鳥取市
---	-----	---	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

"	六月二十二日	二十三日	"	二十一日	二十日	十九日	十六日	十七日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	九日	"	"	"	"	"	"	"	"
"	実施期日	実施区域	実施場所	鳥取市	岩美町	"	鳥取市	國府町	鳥取市	鹿野町	鳥取市	青谷町	鳥取市	氣高町	"	"	"	"	"	"	"	"

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
 実施区域
 実施場所
 関金町
 明高、荒田、今西、崎山検診場
 真野原

赤崎町 尾張 //
 ハ二十八日 関金町 経営伝習農場、新興//
 ハ二十九日 三朝町 坂本、片柴、横手 ハ
 ハ鳥取市桂木二五八
 ハ鳥取市宮長八七
 ハ鳥取市吉成七三六の一八
 ハ鳥取市古海八三八鳥取刑務所内
 ハ鳥取市美和一六〇
 ハ大山鉄郎こと趙旦 第

自動車等運転者 北村 異
 自動車等運転者 村上 敏孝
 自動車等運転者 奥田 茂
 自動車等運転者 三浦 尚行
 自動車等運転者 森脇 和史
 自動車等運転者 猪口 武治
 自動車等運転者 尾崎 尚徳
 自動車等運転者 中島 一久
 自動車等運転者 山下 隆典
 自動車等運転者 中尾 政和

昭和四十年六月十五日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所 営業所の所在地
 倉振二号 昭四〇、五、一四 井戸垣保三 倉吉市堺町二丁目九七七の一
 一 住所に同じ。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年六月十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十年六月二十四日 午後一時三十分から

鳥取市吉方 鳥取警察署